

別紙：令和 5 年度集団指導資料（看護小規模多機能型居宅介護）

### 【主な関係法令等】

(主な関係法令)

○介護保険法(平成 9 年法律第 123 号) 法律

○介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号) 施行令

○介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号) 施行規則

(基準省令)

○指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)

○指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 36 号)

### 【令和 3 年度介護報酬改定で変更があった加算】

・短期利用居宅介護費

(告示 別表 8 注 3、留意事項通知 第 2 の 9 (2)、大臣基準告示 七十四)

・特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算

(告示 別表 8 注 6、留意事項通知 第 2 の 9 (5)、H24 厚労告 120)

・中山間地域等における小規模事業所加算

(告示 別表 8 注 7、留意事項通知 第 2 の 9 (6)、H21 厚労告 83 一)

・認知症行動・心理症状緊急対応加算

(告示 別表 8 ホ、留意事項通知 第 2 の 9 (13))

・栄養アセスメント加算

(告示 別表 8 ト、留意事項通知 第 2 の 9 (15)、大臣基準告示 十八の二)

・栄養改善加算

(告示 別表 8 チ、留意事項通知 第 2 の 9 (16)、大臣基準告示 十九)

・口腔・栄養スクリーニング加算

(告示 別表 8 リ、留意事項通知 第 2 の 9 (17)、大臣基準告示 十九の二)

・口腔機能向上加算

(告示 別表 8 又、留意事項通知 第 2 の 9 (18)、大臣基準告示 七十五の二)

・褥瘡マネジメント加算

(告示 別表 8 ソ、留意事項通知 第 2 の 9 (26)、大臣基準告示 七十一の二)

・排せつ支援加算

(告示 別表 8 ツ、留意事項通知 第 2 の 9 (27)、大臣基準告示 七十一の三)

・科学的介護推進体制加算(告示 別表 8 ネ、留意事項通知 第 2 の 9 (28))

・サービス提供体制強化加算

(告示 別表 8 ナ、留意事項通知 第 2 の 9 (29)、大臣基準告示 八十)